

論 説

法意識の多重構造を探る

藤 本 亮

1. はじめに

本稿は、法意識調査のデータを参照しながら、質問紙調査による法意識研究の可能性と限界とを探る試みである。法意識研究の意義について簡単に検討した後、具体的な調査データを参照し、国際比較研究においてその類似性と多様性を、人々の意識と行動の論理的側面と非論理的(直感的)側面の関係で明らかにする方向を示唆する。

2. 法意識質問紙調査の意義と限界

法意識研究は、日本社会特殊論ともからんで、おおいに関心を持たれてきた。川島武宣教授の一連の『日本人の法意識』研究はいまでも大いに参照されているし、1960年代以降の社会科学方法論における行動科学の影響も受けて、川島テーゼを踏まえて大規模な世論調査手法による実証研究もなされた。日本文化会議が1970年代に行った日本人の法意識研究がその例である。これらの研究は現在でも、日本の法意識研究において、頻繁に引用されている。しかし、その後、社会調査方法による大規模な法意識調査を正面課題に掲げた調査研究はあまり行われていない⁽¹⁾。

その理由の一つは、調査方法論上の限界である。調査票や電話インタビューによる大規模な意識調査、いわゆる世論調査であつめられたデー

タは、コンピュータを用いる数量的分析になじむので、世界的に法意識研究において多用されてきたといえる。

しかし、この研究方法には、次のような限界があると指摘されている。社会調査法の観点からは、質問紙調査では調査設計(仮説)に基づく質問群によって構造化されている枠組内で回答をひき出すことしかできないし、それがとくに「ワンショット」調査だとそこで仮説が検証されていてもそれ自体の信頼性が低い、などと批判される。法についての世論調査などは、通俗的結論を強調してメディアを通じて報道され、それが人々の間での主観的認識を強化し、さらに法システムの運動に影響を及ぼしている⁽²⁾。

そして、認識論的な側面から、この方法が「客観性・中立性を標榜する近代科学の認識枠組」⁽³⁾を前提としているゆえに、ポストモダンの立場からの批判もされている⁽⁴⁾。この論点は本稿の課題を越えるので、これ以上は触れないが、国家法を中心とする法システムは社会的に制度化されている部分が大きく、定型的な質問紙調査が適切な場合も少なくないと筆者は考えている。いずれにせよ、調査方法の問題は、方法自体の一般的優劣の争いではなく、ある対象にどの方法でアプローチするのが妥当かという問題であり、「恥知らずの折衷主義」⁽⁵⁾が求められているとの指摘にとどめておこう。

いま一つの理由は、調査対象の不確定性である。法意識といってもその意味するところは多様である⁽⁶⁾。アメリカにおいては、具体的な法規定や法制度に対する「意識」を探る研究が多く、法知識研究は伝統的にヨーロッパでの法意識研究の特色の一つであった⁽⁷⁾。これに対し、日本文化会議の調査研究は、主に法概念というべき抽象レベルの高い法意識研究を対象としていた⁽⁸⁾。六本佳平の整理に従えば、法システム全体や法規範、そして法機関を含む具体的表象としての法に対しての法意識は「法知識」「法意見」「法態度」に分類される。これと区別される形で抽象的表象と

いえる観念像としての法に対しての「法観念」が考えられている⁽⁹⁾。これまで、調査法調査をもとにするような経験的研究において、これら二者の峻別が十分になされていたとはいえないのではないだろうか。

これらの問題を背景として、法意識研究の実践的意義も問いなおされているとあってよいだろう。具体的な立法作業の前提として社会意識の状況を探るための調査は、政府関係によってもたびたびなされている⁽¹⁰⁾。これは先にふれた六本の整理によれば、「法意見」にあたるものである。それ以上の抽象的なレベルでの法意識(法観念)研究は、社会研究の一環として位置付けられなければならない。ここでいう社会とは、人の交通のある社会空間すべてを指すが、実体的にとらえれば、国家であり、地域社会であり、職場や学校などの組織でありえる。国際化が進み、インターネットが普及して空間の意味はそれだけ薄れてきているあるいは変容してきているとはいえ、司法権力が、あくまで国民国家の一機関として組織されているのであるから、国家社会を単位として法社会学の観点から国際比較をする意義はいまだ決して小さくはないと考えられる。社会の多様性は、国民国家の内部においても当然存在する。少数民族が独自の法意識や法文化を持っていることはいうまでもないだろう⁽¹¹⁾。

日本や東アジアの法意識が「遅れている」という図式、すなわち近代主義的な理論枠組の限界も指摘されてきた。国家共同体を単位とする国際比較に意義を認めるとすれば、次にどのような理論的仮説で比較を行うのかということが問われるのである。したがって、これは国際的な比較研究の意義をめぐる重要な論点でもある。近代主義的図式に立てば、欧米の法意識は成熟しており、東アジアの法意識は遅れているあるいは未熟であるということになる。西欧や北米の法のありかたに「追いついていく」という図式は、法が社会の産物であるという法社会学の根本的命題とも、一面で対立する。その反面、西洋法が継受され、国際化が進み、それにもとづき社会制度が整備され、法律家の養成も進んだ段階の

社会の間にはなんらかの類似性も見出せよう。しかし、東アジア諸国／地域の法意識は、西欧や北米と異なり、特殊であるという主張も、また、特殊ではなく共通する要素が大きいという主張も、論理的には等価である。ここでも再び計測すべき法意識とは何かという問題が現れてくるのである。こうした多様性と類似性をどう整序づければいいのかであろうか。

本稿は、この問題に取り組むための一つのヒントとして、観念としての法に対する直感的・情緒的反応と、具体的法制度や紛争における論理的な反応とを比較し、多様性がむしろ前者に偏在しているのではないかということを示そうとするものである。

これとの関連で付言すれば、理論枠組として人間観の整序も必要であると考えられる。いささか単純化して述べれば、合理的選択(Rational Choice)として人々が規範的判断や行為を行っているのか、情緒的直感的にそれらを行っているのかという点である。この枠組自体は、調査法を問わず問題となりうるものである。前者は合理的選択理論ないし公共選択論の前提とする合理的経済人をモデルとするし、後者は大衆社会論が前提とするような「非合理的」な人間像を前提とする。もちろん人間行動にはその双方の要素が同時に機能していると考えられるので、これらは実体的概念というよりは計測概念であることはいうまでもない。以下において、各種の調査データによって、多様性と類似性、そして直感的反応と論理的反応との間の関係を探っていこう。

- (1) 意識研究に限らず、より広く実証研究まで視野に入れれば、例えば、日本社会特殊論の中心的論点の一つである日本の取引慣行に関して、日本とアメリカ合衆国の実証的比較研究がされている。内田貴、北山修悟、中田裕康、ジョン・ヘイリーらによる「共同研究・継続的取引の日米比較(1)~(7)」『NBL』№627、629、630、631、632、641(1997~1998)。この研究では、企業に対する調査票調査とインタビュー調査が併用されている。

- (2) 世論調査は、マスメディアを通じて、現代人にとってなじみの深いものである。それゆえに、世論調査の結果がわたしたちに及ぼす再帰的影響も看過しえない。たとえば、マスメディアと世論との関係は政治学における投票行動論(Voting Behavior)でアナウンス効果として研究されている。
- (3) 和田仁孝『法社会学の解体と再生』弘文堂(1996)、140-144頁。
- (4) もちろん、大規模な全国サンプルの意識調査は費用や時間コストの面から、個人研究者が簡単に実施しうるものではない。また、日本では公的研究資金を得て収集された調査データがパブリックドメインに入らず、個人に帰属したままになっているという問題もある。この点につき、谷岡一郎『「社会調査」のウソ』文藝新書(2000)、194頁以下参照。
- (5) 佐藤郁哉『フィールドワーク』新曜社(1992)、65頁以下。
- (6) より広く「意識」自体についても理論的検討が必要であるが、ここでは指摘のみにとどめておく。そのささやかな試みとして藤本亮「法意識と法行動の間」和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社(2004)。
- (7) 六本佳平『法社会学』有斐閣(1986)、200頁に1980年代中葉までの代表的研究が紹介されている。
- (8) 六本佳平『法社会学』有斐閣(1986)、217頁参照。
- (9) この分類は、前掲・六本『法社会学』、193頁に表の形でまとめられている。なお、その表では「法観念」は「法意識(2)」として表記されているが、そこに付記されている「法観念」という表記を本稿ではとる。筆者なりにこの分類に従って法意識の下位区分を例示すれば、生活ゴミの分別収集の条例について、条例の存在さらに内容を知っている(法知識)、さまざまな価値観から分別基準が妥当あるいは不当だと判断している(法意見)、分別してゴミを出す際によいことをしていると思ったり面倒だけどしかたないと思ったりする(法態度)ということになる。これに対して法観念は、本稿でも扱っている「法的解決をしますといわれるとどんな感じがしますか」といった質問にみられるような、漠然と「法」という言葉が用いられる場合に該当する法

の表象=法イメージといえる。

- (10) たとえば2001年8月5日付で、夫婦別姓制度導入をめぐる「内閣府」の調査結果が日本のマスメディアに流れた。夫婦別姓に42%が賛成し、これは「初めて」反対派を上回った。1976年以来数年おきに類似調査が「政府の手によって」なされている。こういう調査結果は、立法の現場で、当該立法の妥当性の根拠として用いられていくのである。
- (11) 法意識国際比較研究会「中国人の法意識－1995年全国調査(五)」『ジュリスト』No.1188、49-63頁では、少数民族の法意識の特徴について検討している。ただし、用いたデータは国際比較を前提としたものであり、中国の少数民族間の比較を前提としたものではないため、少数民族サンプルが少なく、分析には限界がある。

3. 調査データについて

本稿でその一部を扱うデータは以下のとおりである。調査名の後ろの()内の表記は本稿で用いる略称である。

韓国国民法意識調査研究(韓国法意識調査)⁽¹⁾

実施主体：韓国法制研究院

実施年：1991

有効サンプル：全国サンプル、2000ケース(層化サンプル)

中国全国法意識調査(中国法意識調査)⁽²⁾

実施主体：国際法意識比較研究会(共同代表加藤雅信名古屋大学教授、マイケル・ヤングジョージワシントン大学ロースクール・ディーン)と北京社会科学院法学研究所日本法研究センター

実施年：1995年

有効サンプル：全国サンプル、4996ケース(層化多段サンプリング)

日本法意識調査(日本法意識調査)⁽³⁾

実施主体：国際法意識比較研究会

実施年：2000年

有効サンプル：全国サンプル、1050ケース(層化多段サンプリング)

アメリカ合衆国法意識調査(米国法意識調査)⁽⁴⁾

実施主体：国際法意識比較研究会

実施年：2001年

有効サンプル：全国サンプル、1000ケース(層化多段サンプリング)

契約意識22ヵ国/地域比較調査(契約意識調査)⁽⁵⁾

実施主体：国際法意識比較研究会

実施年：1994～2001年

有効サンプル：学生サンプル、16903ケース(22ヵ国/地域の大学の法学生と商学生の授業サンプル。原則として専門科目を履修したことがあると考えられる2年生以上が対象である。本稿では法学部生サンプルのみを扱う)

- (1) 青木清「資料・韓国法制研究院『国民法意識調査研究』、『南山法学』第16巻第三・四合併号(1993)。この調査については、調査報告書からのデータの引用にとどまるが、筆者もメンバーとして加わっている法意識国際比較研究会が収集した他の調査については直接データの分析を行っている。本稿のためにデータ利用を許していただいた法意識国際比較研究会のみなさまにこの場を借りてお礼申しあげる次第である。
- (2) 法意識国際比較研究会・中国社会科学院法学研究所日本法研究センター「『中国人の法意識』調査基本報告書」、『名古屋大学法政論集』第180号(1999)。法意識国際比較研究会「中国人の法意識—一九九五年中国全国調査(一)～(五)」、『ジュリスト』1169、1172、1173、1178、1188の各号。法意識

法政研究 9 卷 2 号 (2004年)

国際比較研究会「中国法意識スケーリング(1)(2・完)」『名古屋大学法政論集』第183号、第184号(2000)

- (3) 法意識国際比較研究会『日本人の法意識』調査基本報告書『名古屋大学法政論集』第187号(2001)
- (4) 法意識国際比較研究会『米国人の法意識』調査基本報告書『名古屋大学法政論集』第193号(2002)
- (5) このプロジェクトの日本データ分については、「特集・日本人の契約観と法意識」『ジュリスト』1096号、1996年。本稿では、国際比較の観点から、収集したデータのうち調査設計に合致するサンプルのみを分析対象としている。そのため、この「特集・日本人の契約観と法意識」の論稿で用いたデータセットは、本稿で用いているデータセットのうちの日本分サンプルセットとは、サンプル数等が異なっている点を留意されたい。

4. 法への嫌悪感

関係がぎくしゃくした相手から、「法的に解決します」とか「法的手段をとります」とか告げられると身構えてしまうというのが、日本社会に典型的な態度であると考えられている。「期限までに入金がない場合は法的手段をとります」というのは、督促状の決まり文句でもある。この場合、法的手段が何をさすのかは、発話者にとっても、必ずしも明確でないが、それはともかくこの言回しはパリエーションを持ちながらよく使われている。さて、こうした場面では、法的解決という語を、発話者はある意味でのおどしとして用い、受話者は否定的なニュアンスでそれを受取ると想定される。トラブルにあたっての「法的解決」という言葉に対する感情的反応や、社会生活上、法的なるものを避けるべきかどうかという質問群について検討してみよう。

関連して、まず電器店の杓子定規な契約どおりの対応についての質問

の回答をみてみよう。中国、日本、米国を比較した場合の各質問の回答は【図1】のとおりである。保証期間終了直後の修理について修理代の請求があった場合にどう思うかという質問に対して、「融通がきかない」というグループに着目すると日本が41.4%、中国が25.6%、米国が34.1%と、融通がきかないと思う傾向に違いがみられる。

次に取引相手から紛争時に「法的に解決します」と言われたときの感想について個別に同意か否かをたずねた質問についてみてみよう。【図2】にみるように「合理的だ」という感想については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」グループを合計して比較すると、日本が60.9%、米国が65.6%であるのに対し、中国が82.9%と開きがある。【図3】の「人情がない」という感想については、日本が「そう思う」方向に偏った分布をしていて、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」グループの合計が16.9%なのに対し、中国は44.1%、米国は43.7%となっているのが目立つ。【図4】の「不快だ」という感想についてもこれと同じような傾向がみられる。「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」グループの合計は、日本が22.1%、中国が40.3%、米国が52.7%である。

韓国の類似質問は、質問形式が違うので直接比較できない。「合理的だ」という感想を選択した者がもっとも多く約3分の1を占める。「不快だ」、「人情がない」を合計すると58.0%になる【図5】。

同じ形式で質問した日本、中国、米国を比較した場合、日本の方がやや法嫌いの程度が高いといえよう。中国では否定的感想に同意しないグループが一定数みられた⁽¹⁾。韓国では否定的な感想を選択した者が過半数を占める。

一般に論じれば、法に対してどの程度の法嫌悪度を有するか否かは、法的紛争解決と他の社会的な紛争解決システムとのあいだの主観的なイメージの違いであると同時に、「法」の当該社会の社会規範中で有する位

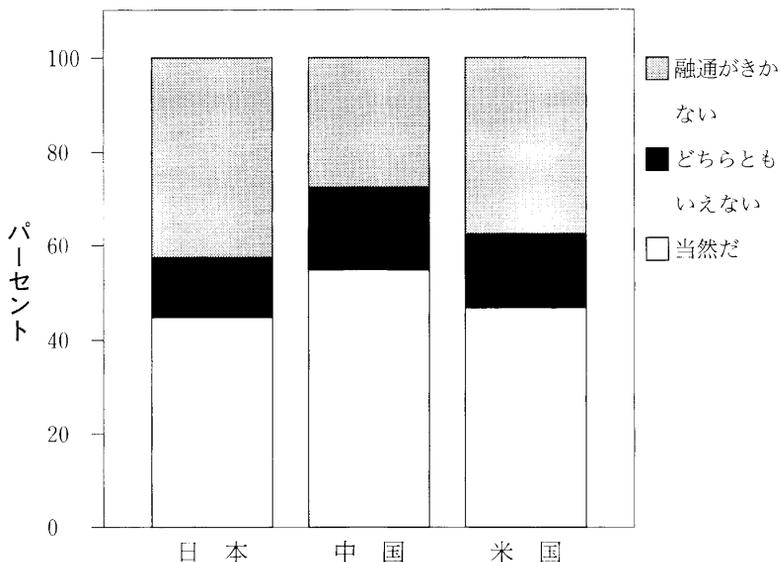


図1 保証期間直後の修理代金請求

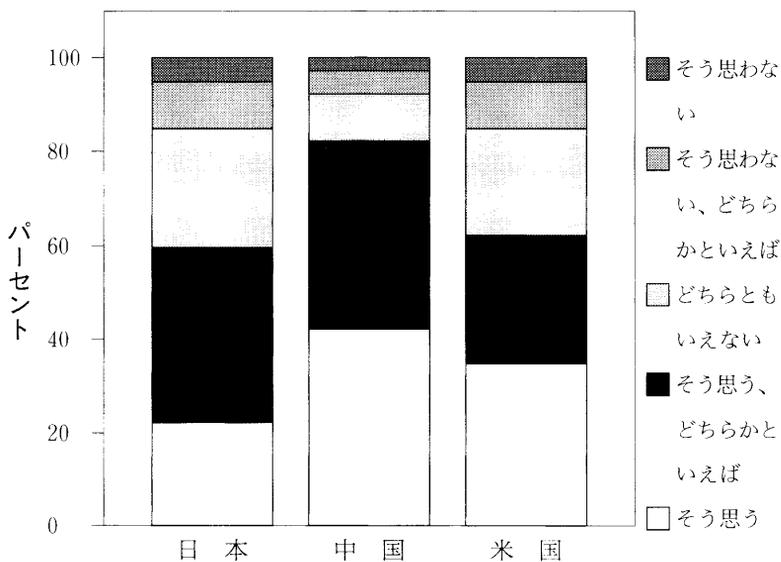


図2 法的解決、合理的?

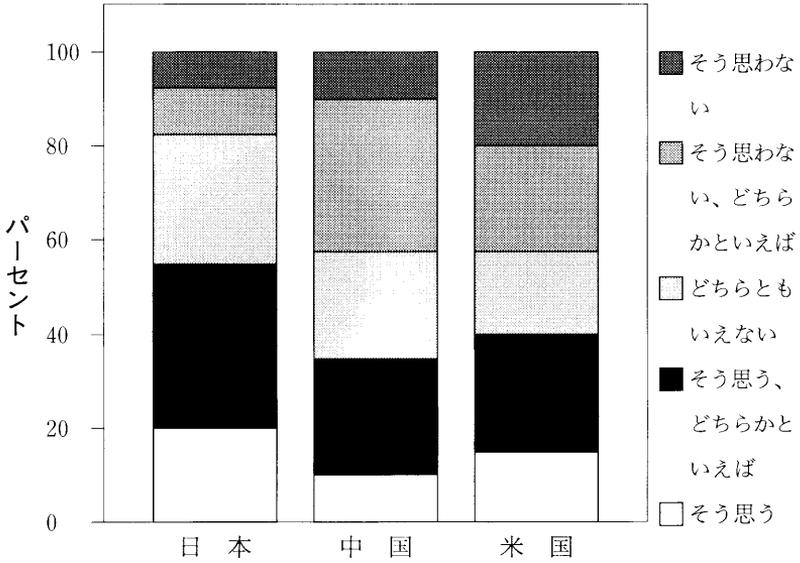


図3 法的解決、人情を欠く？

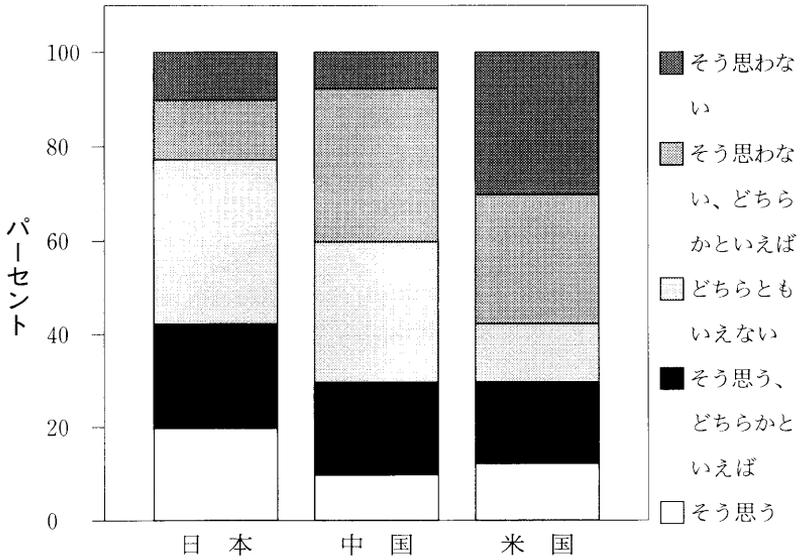


図4 法的解決、不快？

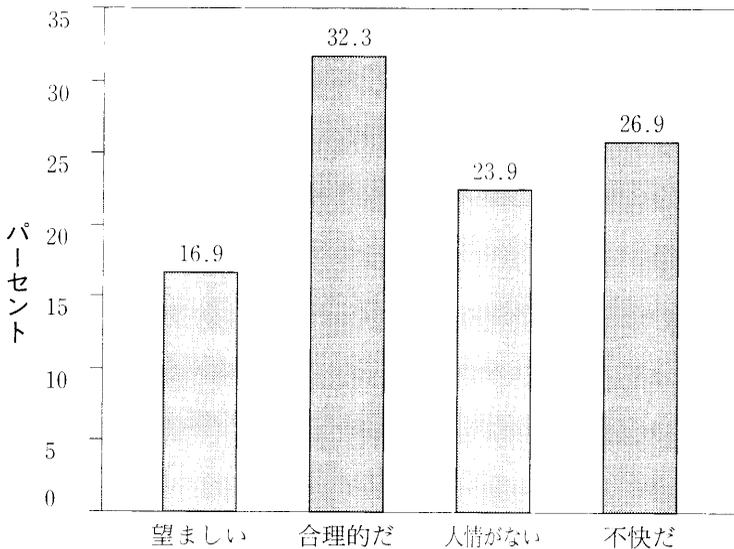


図5 韓国「法的解決」への印象

置、とくにその直感的な有効性感覚にもよって左右されるであろうことを強調したい。つまり、法的紛争解決を告げられても、その解決が合理的で望ましいものであるという肯定的認知と対応すると可能性と、法的手段に主観的な有効性が認められず、いわば法的手段を採られても別に痛くもかゆくもないから、どうぞご自由にと意識と対応する可能性もある。

いささかこの点を敷衍すれば、悪質な金融業者の取り立てに、債務者が業を煮やして法的手段に訴えてやると告げても、金融業者は痛くもかゆくもないであろう。さらに、非合法の「裏社会」で公式の法規範をまったく尊重しないことが当然の場合は、法に従うことはいわば二の次である。これらは極端な例であるが、それゆえに、ある共同体での法のあり方を照らし出す事例でもある。

中国社会が社会主義体制であり⁽²⁾、日本や韓国とその国家統制や社会統制のあり方が異なる点を考えれば、中国の人々の「法嫌い」のあり方

が異なっていることも納得がいくであろう⁽³⁾。

さて、これらの質問群は、人々の直感的な、「法的解決」という言葉に対する反応を計測したものと見える⁽⁴⁾。その背景事情を探ることは別の機会に譲り、ここでは少なくとも日本と中国の間で、「法的解決」に対する感想の持ち方が異なっている点を確認して、次節では、契約遵守意識に対する「われわれ意識」というやはり直感的な要素の影響をみてみよう。

- (1) 中国調査は、中国国家统计局の職員が戸別訪問して行う方法で為されたため、たてまえ的な方向への回答のバイアスがある可能性がある。
- (2) 関連して、中国の「法制」と「法治」の違いについては、(座談会)「依法治国—政治腐敗の克服と法制のグローバル化を目指して」愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol. 12(2001)、7-52頁。特に19頁以下。
- (3) 中国人の社会価値観が、アジアの他国よりアメリカのそれに近いという、実証データに基づいた指摘がある。千石保／丁謙『中国人の価値観—変わりゆく社会意識とライフスタイル』サイマル出版会(1992)、160頁以下。
- (4) これらの質問群を合計してスケールとして平均値を比較した場合、日本の方が全体としてやや高い「法嫌悪度」を示している。

5. 長期契約遵守意識にみる「われわれ意識」の反映

ここで紹介する契約意識調査は、ストーリーを読ませて、その間にはさみ込まれている紛争当事者に対する評価を尋ねる質問A～Hに回答してもらった形になっている。いささかややこしいので、質問票にあるストーリーと質問の要点を簡略にして示しておこう。調査票では質問A～Hについて、1. 強く賛成から5. 強く反対の5段階で回答を求めている。

- ・ 価格変動の激しい商品の国際長期契約締結

- ・ 市場価格の下落を受けて買手の価格再交渉要求
- ・ 売手の再交渉要求の拒絶
 - 質問A このような商品に長期契約は無謀である
 - 質問B 買手の価格再交渉要求は当然
 - 質問C 売手は硬直的すぎる
- ・ 買手の受領拒否の構え
 - 質問D 買手の受領拒否の構えについて賛成か反対か
- ・ 買手の受領拒否の実行
- ・ 長期の混乱を経て売手が価格再交渉に応じる
- ・ 価格を下げて再契約
 - 質問E 買手の受領拒否実行は賛成できない
 - 質問F 買手の受領拒否実行は道徳的に卑劣である
 - 質問G 売手が価格改定に応じたのはバカげている
- ・ 買手は実は倒産の危機にあったことを開示
 - 質問H 倒産の危機であったのなら受領拒否も仕方ない

この調査において、ストーリーの中で契約内容の改訂を求めて「受領拒否」を行うのは「買手」側である。したがって、契約を事情の変更により守らなかったのは「買手」であり、その限りにおいて、契約規範から逸脱した側が「買手」である。

ところで、この調査で用いた調査票は、ストーリーの中で用いられている国／地域名とそれにあわせて商品を変えたり、さらに売手側と買手側の国名を入れ替えたりして、いくつかのバージョンを作成し、実際の調査ではそれらをランダムに用いている。そこでこれらのバージョンを調査国／地域が「買手」の場合と「売手」の場合にわけて、各質問の回答平均値を比較したのが、次の【表1】である。この表では、値の大きい方が「契約を守る方がよい」という方向に揃うように、上記の質問E

表1 契約意識調査にみる買手バージョンと売手バージョン

		自国が買手(A)	自国が売手(B)	(B)-(A)	t-test
日本	A: 長期契約無謀	2.32	2.48	0.16	**
	B: 買手値引申入自然	2.91	2.88	-0.03	
	C: 売手態度硬直的	2.90	2.82	-0.08	
	D: 買手受領拒否姿勢	3.35	3.42	0.07	
	E: 買手拒否実行反対(r)	3.21	3.16	-0.05	
	F: 買手拒否実行卑劣(r)	2.96	2.70	-0.26	***
	G: 売手値引承諾ばか(r)	2.24	2.24	0.00	
	H: 買手倒産危険不可避	2.44	2.33	-0.11	*
韓国	A: 長期契約無謀	2.35	2.48	0.13	
	B: 買手値引申入自然	2.39	2.74	0.35	***
	C: 売手態度硬直的	2.39	2.65	0.26	**
	D: 買手受領拒否姿勢	2.92	3.42	0.50	***
	E: 買手拒否実行反対(r)	2.91	3.30	0.39	***
	F: 買手拒否実行卑劣(r)	2.60	2.89	0.29	***
	G: 売手値引承諾ばか(r)	2.03	2.33	0.30	***
	H: 買手倒産危険不可避	2.05	2.18	0.13	
台湾	A: 長期契約無謀	2.30	2.29	-0.01	
	B: 買手値引申入自然	2.55	2.55	0.00	
	C: 売手態度硬直的	2.22	2.41	0.19	*
	D: 買手受領拒否姿勢	3.32	3.51	0.19	*
	E: 買手拒否実行反対(r)	2.66	2.79	0.13	
	F: 買手拒否実行卑劣(r)	2.46	2.66	0.20	*
	G: 売手値引承諾ばか(r)	2.05	2.21	0.16	*
	H: 買手倒産危険不可避	2.30	2.28	-0.02	
中国	A: 長期契約無謀	1.99	2.21	0.22	*
	B: 買手値引申入自然	2.56	3.01	0.45	***
	C: 売手態度硬直的	2.48	2.95	0.47	***
	D: 買手受領拒否姿勢	3.16	3.63	0.47	***
	E: 買手拒否実行反対(r)	2.43	2.82	0.39	***
	F: 買手拒否実行卑劣(r)	1.95	2.36	0.41	***
	G: 売手値引承諾ばか(r)	1.89	2.02	0.13	*
	H: 買手倒産危険不可避	2.61	2.57	-0.04	
香港	A: 長期契約無謀	2.45	2.41	-0.04	
	B: 買手値引申入自然	3.04	3.34	0.30	
	C: 売手態度硬直的	3.19	3.35	0.16	
	D: 買手受領拒否姿勢	3.40	3.81	0.41	**
	E: 買手拒否実行反対(r)	3.34	3.70	0.36	*
	F: 買手拒否実行卑劣(r)	2.88	3.16	0.28	
	G: 売手値引承諾ばか(r)	2.39	2.62	0.23	
	H: 買手倒産危険不可避	2.39	2.72	0.33	*
アメリカ	A: 長期契約無謀	2.76	2.54	-0.22	
	B: 買手値引申入自然	2.85	2.94	0.09	
	C: 売手態度硬直的	3.18	2.95	-0.23	
	D: 買手受領拒否姿勢	3.19	3.37	0.18	
	E: 買手拒否実行反対(r)	3.02	3.29	0.27	*
	F: 買手拒否実行卑劣(r)	2.59	2.70	0.11	
	G: 売手値引承諾ばか(r)	1.97	2.06	0.09	
	H: 買手倒産危険不可避	2.49	2.55	0.06	

* P<.05 ** P<.005 *** P<.001

からGの値を逆転してある。この調査は、その目的のひとつとして法学生と商学生からデータ収集を行っているのだが、ここでは、比較を厳密にするため、法学部生のサンプルのみで比較している。

韓国と中国で売手バージョンと買手バージョンの間の平均値の差が相対的に大きく、統計的に有意な差を示す質問数も多い。また、この両国においては、調査国／地域が「買手」の場合の方が値が低くなっている点に注目されたい。つまり、調査国／地域が「買手」であるバージョンに回答した学生群の方が、「売手」であるバージョンの調査票に回答した学生群よりも、契約逸脱を許容する傾向が示されている。自国／地域の企業に「仲間意識」を持つ必然性はないはずであるが、契約の枠を逸脱したのが自分の国／地域なのか、他の国／地域なのかによって反応が異なっているのである。

こうした契約規範を含む法規範を遵守すべきか否かという決断に直面する場面はさまざまであり、このデータはあくまで国際長期契約という文脈での質問票調査のデータである点に留意する必要がある。しかも、勉学途上の学生を対象とする調査であり、現実社会の取引に直接関わっている者を対象としているわけではない。もちろん、彼らは法律を学んでいるのだから、なにがしかのリーガルマインドを身につけつつある者が対象であり、その点で一般国民とは異なる反応を示すことも十分考えられる。

日常生活とある程度距離のあるこのような取引においてすら、そして一般国民よりリーガルマインドが身近であると考えられる法学生の間でも、このように「われわれ」に対するひいきがみられるのである。したがって、より「われわれ意識」に直面した場面や一般国民の間では、規範的判断が「われわれ意識」に引っぱられている可能性は小さくないと考える。

では、あまり差のみられないその他の国はこの「われわれ意識」が弱

いのであろうか。残念ながらこの調査データからはこの点についての解答は得られない。このような買手が自国／地域なのか、他国／地域なのかによる反応の違いは、おそらく「国民」観念の違いから考えることができるかもしれない。これは共同体としての国家が、ひとつとにとって有する意味と関係するものである。また、トラブルにあたって、その原因や責任を自己に帰すか、自己以外に帰すかという「自己高揚」「自己卑下」という社会心理学的特性にも関係しているかもしれない⁽¹⁾。これらについては指摘だけにとどめ、さらに分析を進めよう。

- (1) 社会心理学の知見では、なんからの失敗について日本人はアメリカ人に比べて「自己高揚」(失敗を課題自体や他者のせいにして自己評価を下げない)ではなく「自己卑下」の傾向を強く示すとされる。北山忍・高木浩人・松本寿弥「成功と失敗の帰因：日本的自己の文化心理学」日本心理学会編『心理学評論』Vol. 38、247-280頁(1995)。このような傾向もこうした反応の違いに影響していると思われるが、これがアジアに共通のものであるのか日本特有の傾向であるのか興味深いところである。

6. 法的解決手段に対する態度

なんらかのもめごとまきこまれたり、紛争状態に陥った時に、その解決のためにとることが可能な手段は、何もしないことを含め、多数存在する。「何も裁判までしなくても」という表現は、さまざまな民事訴訟を提起した時に、当事者だけからだけでなく、周囲からもよく聞かれる率直な感想である。ある紛争状態においてなんらかの行動をとる当事者に対して、周囲の人間は、それが妥当であるかどうかの判断をしている。それは紛争の性質と紛争解決手段の特徴を総合して判断されていると考えられる。紛争の性質は、時系列的にも展開過程に応じて変化していく

であろうし、その対象となっていることがら、両当事者の人間関係などにより、なんらかの類型的な判断がされていると思えるのである。

日中米の法意識調査では、「友人間の金銭貸借の債務不履行をめぐる争い」「電器店と消費者の間での電気製品の瑕疵をめぐる紛争」「交通事故の損害賠償をめぐる争い」という三つの仮設事例を提示し、その当事者(順に債権者、消費者、被害者)が「何もしない」「有力者への相談」「法律専門家への相談」「民事調停あるいはADR機関」「裁判」といったそれぞれの行動をとることに対する評価を「望ましい」から「望ましくない」までの5段階でたずねている。これらの仮設事例は、人間関係という点で見れば、紛争以前からの密接あるいは継続的に存在する関係、売買行為により形成された関係、事故による紛争によって生じた関係という違いがある。また、その当事者のとる行動の種類については、後三者が法的なリソースへのアクセスとなっている。

これらの合計15の質問に対する回答について、国別に因子分析(Factor Analysis)を行った。因子の固有値(Eigen Value)が、1.0を越えているか、説明された分散の累積%が50%を越えているか、各国共通の因子数で分析できないかなどを総合的に判断して、4因子を析出した。国ごとに4因子(Factor)で分析して、各項目(Item)について絶対値の大きい因子負荷量(Factor Loading)を強調表示したものが、【表2】から【表4】である。

【表2】の日本のデータを例にとってみよう。第3因子と第4因子に着目すると、「何もしない」と「有力者への相談」への反応のそれぞれが、3事例に共通して、独自の因子によって説明される度合いが高いことが示されている。

また第1因子と第2因子に着目すると、「金銭貸借」についての回答が、電器修理や交通事故に対する回答とは別の因子によって説明される度合いが高い。これは、紛争当事者の関係性が、「金銭貸借」の事例の場合は従

表2 回転後の因子行列^{1,2}

	因子			
	1	2	3	4
金銭：なにもしない	-.132	-.226	.611	-.040
金銭：有力者に相談	.102	.136	-.062	.563
金銭：法律専門家への相談	.249	.696	-.130	.150
金銭：民間調停あるいはADR	.177	.807	-.099	.049
金銭：裁判	.121	.710	.027	.017
電器：なにもしない	-.161	-.001	.793	.002
電器：有力者に相談	.092	.024	.035	.810
電器：法律専門家への相談	.572	.327	-.092	.231
電器：民間調停あるいはADR	.484	.064	-.310	.023
電器：裁判	.472	.388	-.025	.040
事故：なにもしない	-.186	.038	.728	.037
事故：有力者に相談	.108	.005	.033	.791
事故：法律専門家に相談	.685	.114	-.119	.162
事故：民間調停あるいはADR	.629	.044	-.298	.090
事故：裁判	.616	.234	-.074	.045

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

1. 5回の反復で回転が収束しました。
2. nation国名=日本

表3 回転後の因子行列^{1,2}

	因子			
	1	2	3	4
金銭：なにもしない	-.038	.655	.024	-.250
金銭：有力者に相談	.026	-.031	.534	.111
金銭：法律専門家への相談	.360	-.015	.153	.627
金銭：民間調停あるいはADR	.145	-.096	.187	.692
金銭：裁判	.362	-.001	-.112	.662
電器：なにもしない	-.093	.832	.056	.067
電器：有力者に相談	.044	.084	.704	.025
電器：法律専門家への相談	.600	-.025	.224	.202
電器：民間調停あるいはADR	.271	-.253	.069	.047
電器：裁判	.620	-.084	-.122	.207
事故：なにもしない	-.142	.685	.048	.029
事故：有力者に相談	.051	.067	.725	.007
事故：法律専門家に相談	.638	-.095	.295	.172
事故：民間調停あるいはADR	.315	-.140	.278	.257
事故：裁判	.572	-.142	-.115	.182

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

1. 5回の反復で回転が収束しました。
2. nation国名=中国

表 4 回転後の因子行列^{1,2}

	因 子			
	1	2	3	4
金銭：なにもしない	.027	-.409	-.080	-.142
金銭：有力者に相談	.443	.168	.032	-.020
金銭：法律専門家への相談	.145	.761	.090	.003
金銭：民間調停あるいはADR	.233	.438	-.096	.293
金銭：裁判	-.031	.614	.332	-.120
電器：なにもしない	.068	-.026	-.071	-.458
電器：有力者に相談	.744	-.004	.073	.025
電器：法律専門家への相談	.204	.183	.296	.450
電器：民間調停あるいはADR	.224	.040	.047	.372
電器：裁判	.126	.227	.555	.232
事故：なにもしない	.114	-.024	-.114	-.369
事故：有力者に相談	.735	-.039	.142	-.020
事故：法律専門家に相談	.157	.052	.429	.403
事故：民間調停あるいはADR	.389	.064	-.010	.333
事故：裁判	.040	.101	.790	.114

因子抽出法：主因子法

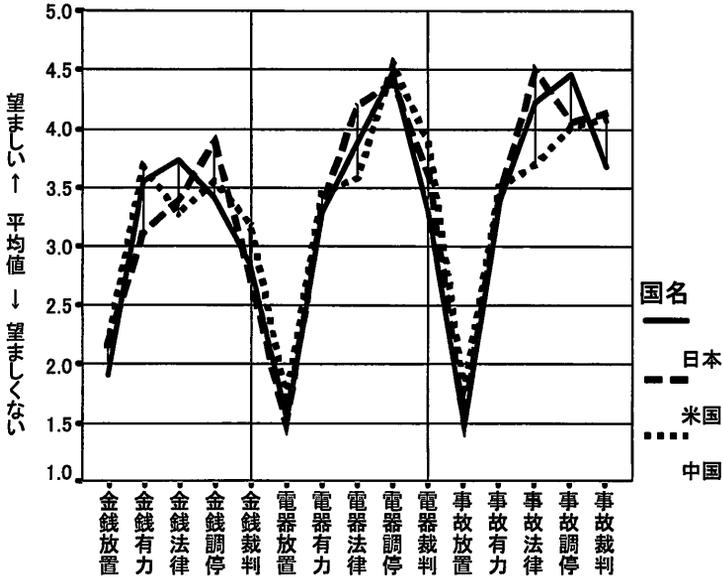
回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

1. 6回の反復で回転が収束しました。
2. nation国名=米国

前からの「友人」であり、電器修理と交通事故は、そのようなトラブル発生以前の密接な人間関係が存在していないという違いによると考えられる。紛争にあたって、相手方との関係性を意識的あるいは無意識に前提として、対応行動をとるといえるのは、常識的な紛争過程の理解とも合致する⁽¹⁾。【表3】の中国のデータでは、因子の順番は異なるが、やはり同様の構造が示されている。

しかしながら、【表4】にみるように米国サンプルは紛争解決方法に対する評価という点で、他の2国とは異なった構造を示している。米国においてADRの位置が日本と異なることや、中国の「人民調解」と呼ばれるADRが居住地の行政システムと密接に関連していることなども考えなければならない。したがって、裁判とADRの関係や、友人関係の処理の仕方などまだまだ探求すべき論点があるということを示しているといえよう。人々が、相手との人間関係や紛争解決手段の特徴など、紛争を

図6 総市解決手段への評価



とりまく事情を総合的にふまえて、それぞれの事例で当事者の紛争解決手段選択に対する評価を峻別していることが考えられるのである。

米国のデータは、因子分析では異なるが、ここで単純に各紛争解決手段評価の回答の値の平均を比較してみよう。【図6】にみるように、「何もしない」を除くと、ほとんどすべての項目について、「望ましい」方向での回答、すなわち中央値の3.0を越える値が得られていることがわかる。もちろん、法律家への相談、調停あるいはADR、そして裁判の評価について各国間で違いもみられるが、ここでは、それらすべてが「好意的」に評価されているという点に着目しておきたい。第三者の紛争についての評価という文脈で法的リリースの利用が「望ましい」とする好意的反応は、各国共通でみられるのである。

- (1) 韓国法意識調査では、これと同形式の調査項目がないので直接比較はできないが、類似する質問として、参考のため以下を示す。回答比率も併記した。「あなたは、金銭のトラブルで裁判所で裁判を受けることについてどのようなお考えになりますか？」(択一選択)
1. 時間と費用が多くかかり、やっかいだと考える。(37.0%)
 2. 法廷に断つことは、それ自体が不名誉なことと考える。(13.8%)
 3. 自分の権利のためには、裁判を避ける理由はないと考える。(29.6%)
 4. 裁判は、正義と秩序を求めるものだから避ける理由はないと考える。(19.1%)

7. 契約枠組の中での交渉と逸脱への評価

さて、再び、契約意識調査に目を向けてみよう。先にみた、質問B、D、Eの関係をみてみることにする。これらの質問はすべて買い手の行動に対する賛成か反対かの評価を尋ねたものである。質問Bは契約という枠組の中での交渉についての質問であり、質問DとEは「受領拒否」という契約の枠組を外れる買手の意志や行動を尋ねるものである。同じくデータの比較可能性を高めるため法学部生に絞って、契約の枠組の中での交渉とそれを外れる行動に対しての評価との差を一覧にしたものが次の【表5】である。回答者ごとの質問DとEの平均値から質問Bを減じた値が表の中の平均値となる。あらかじめ質問Eの値を逆転して、値の高い方が契約遵守すべしとする態度が強いように調整してある。各質問への回答は、最小値1最大値5の整数をとるので、ここに示した指標の最小値は-4、最大値は4となる。表の中の値はすべて正の値をとっているため、契約の枠組を外れた実力行使にかかわる段階での評価の方が契約を守るべしとする方向に動いていることがわかる。表の右にある信頼区間は、母集団の平均値が95%の確率でこの上限～下限の範囲内に

表5 契約意識調査にみる契約枠組の中と外の評価の違い
(質問D+質問E)/2-質問B

	度数	平均値	標準偏差	平均値の95%信頼区	
				下 限	上 限
日 本	1647	0.41	1.00	0.36	0.46
韓 国	681	0.55	1.08	0.47	0.63
台 湾	581	0.57	1.11	0.48	0.66
中 国	595	0.30	1.09	0.21	0.39
香 港	243	0.54	1.15	0.40	0.69
アメリカ	440	0.37	1.16	0.27	0.48

存するということの意味する。下限について着目するとすべて正の値を取っている。したがって、母集団の差が0である可能性は小さい。

ここでは、契約という枠組の中での「価格改定申しこみ」と、契約の枠組を逸脱しての「受領拒否」との間で、これらの国/地域に共通する評価軸がみとれるのである。ただし、指標の絶対値は小さいので、これがどの程度実質的な意味を持つかについても留保が必要である。

8. 法意識研究の方向性

本稿では、法嫌悪度、われわれ意識の契約遵守意識への影響、法的紛争解決手段の峻別、契約内交渉と契約枠組逸脱行動への評価の差という点で具体的にデータを検討してきた。それぞれ目的の異なる調査プロジェクトにおいて収集されたデータを用いた点で、本稿の分析はあくまで示唆的なものに過ぎない。また、示したデータも単純な平均値比較から、因子分析の結果までさまざまである。

法意識において多様性と共に類似性が示されている。本稿でみてきた

ように、なんらかの多様性が示されたのは、法意識の抽象的で情緒的な側面であり、紛争解決制度や契約という法的制度に関する評価という面ではアメリカも含めて同じような傾向が示されていた⁽⁴⁾。

ここから示唆されているのは、国際比較における法意識の多様性と類似性を整理していくひとつの方向として、法観念たる抽象的法概念に対する直感的ないし情緒的反応(本稿での法嫌悪度、「われわれ意識」の影響)と、狭義の法意識たる具体的法制度・法規範に対する論理的反応(本稿での紛争解決制度の評価や契約枠組逸脱への評価)との間の違いである。このような図式に基づいて、直感的で非論理的側面と論理的な側面を識別して比較研究を設計し、実施していくことは、法意識や法観念の国際比較をしていく際の観点として重要であると考えられる。これは歴史的伝統の異なる西洋・北米社会と東アジア社会の比較をする際にも有用な視点となろう。

調査法の問題に戻れば、このような調査票調査においてあきらかにされる法意識や法観念は、ある意味でたてまえであり、紙に書かれた質問や仮設事例に対する反応に過ぎず、現実社会で同じ問題に直面したときに人々がどのように考え、どう行動するかとはずれがあると批判はある意味で正当である。また、人間行動や判断において、情緒的な側面と論理的な側面は、混在してそれを規定しているのであり、あくまでこの区分は計測概念としての意義を持つものである。

こうした方法論的な問題からみて、調査票を用いた調査が意義を持つとすれば、こうした計測概念を精緻化したスケール(尺度)を、心理学的手法を利用して作成していく方向が考えられる。心理学では性格や態度、価値観についてのさまざまなスケールが構成され、日々検証されて改善されている。この点では、法社会学は大きく遅れているといわざるをえない。心理学や社会心理学の最新の成果をだいたんに取り入れた調査設計が必要となってくるだろう。このような標準化されたスケール群が作

成されていけば、国際比較をワンショットではなく継続的なくり返し調査として実施することも、あるいは複数の調査を相互に比較しあうこともまた可能となっていくのである。

さて、本稿で扱った調査データは、私法上の問題に関係するものがほとんどであった。「法遵守意識の未成熟」となり、アジアの法意識についてくり返し論じられている法のイメージが刑事法的あるいは行政法的イメージに集中しているのではないかという大きな論点は手つかずである。本稿ではこの側面の検討はしていないが、課題として重要なことはいうまでもない。法のイメージが自律的なものなのか、統治イメージなのかというのはまさに広い意味での文化的差異の問題として探求されるべき課題であろう。

さて、多少はこの点と関連するであろう日中米韓4カ国の間の法という言葉のイメージの違いを【表6】でみてみよう。

4カ国とも択一の選択を求める質問であるが、選択肢が日中米と韓国とで一部異なっている。そのためあくまで参考データとして参照しなけ

表6 「法」という言葉の印象

	日本		中国		米国		韓国	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
自由を守る	248	23.6	956	19.3	418	41.8	N/A	N/A
公平だ	243	23.1	2366	47.7	135	13.5	267	13.4
民主的だ	177	16.9	661	13.3	132	13.2	221	11.1
弾圧的だ	56	5.3	113	2.3	18	1.8	N/A	N/A
不公平だ	109	10.4	87	1.8	42	4.2	494	24.7
権威主義的だ	121	11.5	687	13.8	97	9.7	640	32.0
厳格だ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	378	18.9

欠測値を含まないので合計は100%とならない

ればならないが、中国では法は圧倒的に「公平」なものであり、米国ではなによりも「自由を守る」ものである。日本ではそれと比べ評価が分かかれ、否定的な印象を選んでいる比率が多い。そして韓国では最も多く選択されたのは「権威主義的だ」という選択肢であった。法にはさまざまな側面があり、どれが正解とはいえない。こうした反応の差が、本稿で触れたような社会的価値観との関連で検討できることはもちろんである。しかし、そこにとどまらず国家システムや法システムのあり方との関連を探っていくことも重要である。この面では、政府の信頼度などをその対象としている計量政治学などの成果を生かしていくことが期待される。

法意識の各種概念の整序が必要であることは既に述べた。その多様性や類似性の背景をさらに探っていくのにも、学際的な「恥知らずの折衷主義」が求められているといえるのではないだろうか。

- (1) 紛争解決手段の評価と契約の枠組の内外での評価の差については、平均値を単純に比較するのではなく、因子分析ならびに個別項目の差という指標を示して、回答の構造を比較している。類似性を示している質問群が、それこそ質問自体が構造化されていることによる類似性との批判がありえる。こうした批判に対する検討やそれに応える調査設計が必要なのも確かであり、これは今後の課題としたい。

※ 本稿は、ソウル大学で2001年9月に開催された国際シンポジウム「東北アジアの法と社会」(主催：韓国法社会学会/日本法社会学会関西研究支部・同九州研究支部)で発表した原稿に、その後の調査データも含め、加筆したものである。